

法令上必要な専任教員数について

令和7(2025)年度5月1日時点

1. 大学設置基準

(1) 各学科の必要専任教員数【第13条別表第一】

(単位:人)

学科名	入学定員	収容定員	必要 専任教員数	現員	過不足
人文学科	160	640	8	29	21
現代文化表現学科	120	480	7	10	3
コミュニケーション文化学科	110	440	7	10	3
マネジメント学科	180	720	11	17	6
生活環境マネジメント学科	80	320	8	8	0
観光デザイン学科	120	480	10	12	2
まちづくり学科※1	80	320	8	8	0
(心理学部)臨床心理学科	120	480	10	11	1
合計	970	3880	69	105	36

※1 令和5年度入学者までコミュニティデザイン学科

(2) 大学全体の必要専任教員数【第13条別表第一及び第二】

(単位:人)

	収容定員	必要 専任教員数	現員	過不足
学部の種類及び規模に応じた必要専任教員数 【第13条別表第一】上記(1)の合計数	—	69		
大学全体の収容定員に応じた必要専任教員数 【第13条別表第二】	3880	36		
計		105	105	0

2. 大学院設置基準

専攻の必要専任教員数【第9条(文部省告示第175号)】

(単位:人)

学科名	入学定員	収容定員	必要専任教員数		現員		過不足	
			指導教員	(補助含)	指導教員	(補助含)	指導教員	(補助含)
日本文化専攻	8	16	3	5	4	6	1	1
臨床心理学専攻	12	24	2	5	6	11	4	6
マネジメント学専攻※2	10	20	5	9	9	12	4	3
合計	30	60	10	19	19	29	9	10

※2 令和7年度は在学者ゼロのため開講がなく、授業担当者としては計上されていない。